

消費税変更に伴うKEMPOSの対応について

10月より消費税率が変更となりますが、それに伴うKEMPOSの対応について説明します。消費税額の金額の計算のみであれば、管理事項の消費税率を変更していただくだけで可能です。

1. 請求書システムの仕組みとしては以下のようになっています。

- 管理事項に「消費税率」という項目をもっています。
管理IDのプルダウンで「管理1」を選択する事でEditボタンが使用可能になります。
現在は「8」と入力されています。

管理事項設定

管理ID 0 管理種別 事務所 1 管理2 管理事項Menu

名称 ○○ 特許事務所

住所 〒000-0000
東京都〇〇区〇〇1-1-1
〇〇ビル 100号

弁理士名 ○○ ○○

Tel 03-0000-1234 Fax 03-0000-1235

Mail 長官名

URL 顧客Ref書式 1.2

取引銀行	処理設定	その他	編集表題	特注Form	クラウド検索	部門
請求関係	番号表題	受任拡張	番号書式	公式住所	通知住所	英文表記

消費税率 8

請求番号 "請求No." "0000" 請求番号 383

税計算法 合計に対し

入金番号 入金番号 40

繰越型 請求額

見積番号 "見積No." "0000" 見積番号 8

- 請求書台帳にも「消費税率」という項目をもっており、こちらにはその請求書の消費税率が入力されており、現在のものには「8」と入力されています。

請求書台帳

請求書 全て

請求書(標準) 切捨 切捨 切捨 切捨 Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

顧客Ref P02 単価 1 源泉税 法定 復興税 有り 消費税 合計 請求No. 384 請求日 2019/09/30

請求先 特許株式会社

参照先 出願 整理番号 P000003-1 Your Ref

印刷部数 2 日付印刷 印刷済

消費税率 8 分割数 2 分割率 50

請求項 6 納付年 0 分母 0

- 請求書を新規作成する場合には、管理事項の「消費税率」が請求書の「消費税率」へコピーされます。
- 請求書には、画面上に「消費税率」という欄があり、これは手入力での修正が可能です。

2. 10月以降の請求書発行について

- 消費税の金額計算については、管理種別の「消費税率」を変更するだけで対応できます。
- 管理事項の「消費税率」を10に変更します。
これで新規に作成する請求書の消費税の税率は10%となります。
消費税の計算は、日付を見て判断しているのではなく、管理事項の設定によります。
- 管理種別で8%に設定した後で、個別に8%で発行したい場合は、請求書画面上で税率を「8」に変更します。
- 請求書に備考等で直接「消費税8%」等と記載してある場合は、デザインで修正する必要があります。（弊社にて行う場合は、有償となります）

3. 合計請求書を作成している場合

- 消費税の計算を個々の請求書の集計で行っている場合は、変更の必要はありません。
- 消費税の計算を、手数料の合計を元に再計算している場合は、修正の必要がある場合もあります。（実際の取り扱いをどのように行うかは、クライアント様との相談になるかもしれません）